

盛岡市市議会  
議長 竹田 浩久 殿

2022年 9月 7日

請願第 9 号



盛岡市松尾町19番8号  
盛岡民主商工会婦人部  
部長 颯田 洋子



## 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

### 「請願趣旨」

私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しています。しかし、営業とくらしを支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は所得税法56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められません。

所得税法56条を廃止し、家族従業者の「働き分（自家労賃）」を社会的に公正に評価することを願い、所得税法56条廃止の意見書を国にあげることについて請願いたします。

### 「請願の理由」

中小事業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。従業員を労働させた場合には賃金は経費になりますが、家族従業者が家業で同じ労働をしたという事実があっても、その労賃を経費にすることを所得税法56条は禁じています。家族従業者がどんなに働いても、その働き分は認められず、税法上すべて事業主の所得となり、配偶者で86万、その他の家族は50万がその所得から控除されるだけです。時給に換算すると358円と208円となり、労働基準法で定められている最低賃金821円に及ばず、住宅や車のローンが組めないなど、事業承継の障害になっています。また国民健康保険に傷病手当や出産手当が支給されない根拠の一つになっています。まさに所得税法56条は人権問題です。

この所得税法56条は、昭和25年に明治以来の家父長制度の下での租税制度から、個人単位課税制度に税制改正された際、例外として今日の税制に引き継がれているもので、農業や漁業を含む自営業者のみ正当化されて来ました。

記帳を条件に税務署長に届け出て青色申告すれば、特典として家族従業者の働き分を経費にすることができるとしていますが、そもそも申告の原則は白色申告となっています。税務署長が条件付きで一部の経費のみ認める「特典」であり、税務署長の裁量一つで取り消される場合もあります。白色申告や青色申告という申告形態に関わらず、家族一人一人の働き分は必要経費として認めるべきです。

また、2014年1月から、年間所得300万円以下の白色申告者にも記帳義務が拡大され、すべての中小業者に記帳・帳簿保存が義務付けられています。このことは白色申告・青色申告と差別する必要がなくなったということではないでしょうか。世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認めています。

また、家族従業者の8割は女性であることを鑑み、2016年の国連女性差別撤廃委員会でも「所得税法第56条は家族従業女性の経済的自立を妨げている」ことを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しています。

今、全国562の地方議会と13の税理士・弁護士団体が所得税法第56条廃止等決議・意見書を国に上げる大きな運動になっており（2022年6月現在）、岩手県でも滝沢市・宮古市、一関市をはじめ8つの議会が意見書を採択しております。農林水産業、商工業等自営業者の多い岩手では特に、家族従業者は事業の重要な担い手です。「岩手県男女共同参画推進条例」第15条にも「家族従業者も適正評価を受けるもの」と明記されております。

所得税法56条の廃止は、中小零細業者を支える家族従業者の人権が保障され、税法上も民法、労働法や社会保障上でも認められることになり、家族従業者の地位向上につながります。

については貴議会において、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただきますようお願いいたします。

紹介議員

鈴木俊祐

鈴木一夫

庄子春澄